

「就職氷河期世代活躍支援」のご案内

就職氷河期世代の採用に向けた助成金、ハローワークなどをご活用ください

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代※の中には、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている・無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がいます。そのため、厚生労働省では、就職氷河期世代の方々に向けた支援を行っています。

事業主の皆さま、今回ご紹介する各種助成金やハローワークの各種サービスを、ぜひご活用いただき、就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

※おおむね1993年（平成5）年～2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代を指します。

1 就職氷河期世代活躍支援の際、ご利用いただける主な助成金

・求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3か月）試行雇用する場合、事業主は、「**トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）**」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○ 離職している期間が1年超の者 ○ 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○ 1968年（昭和43年）4月2日以降に生まれた者、かつ、職業紹介の時点でハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 ○ 特別の配慮を要する者（生活保護受給者等） 	月額 4 万円

・正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方（非正規雇用労働者である方も含む）を、正社員として雇い入れる場合、事業主は、「**特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）**」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日までの間に生まれた者 ○ 雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者 ○ 雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者又は雇入れ日前1年間に正社員として雇用されている者であって、対象者の責めに帰すべき理由以外の理由により離職した者 ○ 職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」 ○ 正社員として雇用されることを希望している者 	対象労働者1人あたり 計 60 (50) 万円 〔 6か月定着後：30(25)万円 1年定着後：30(25)万円 〕 ※括弧内は中小企業以外

・非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合、事業主は、「**人材開発支援助成金（人材育成支援コース）**」によって、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

対象となる訓練	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業でのOJTと教育訓練機関などで行われるOff-JTを効果的に組み合わせ実施する訓練であること ○ 実施期間が2か月以上であること ○ 総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること ○ 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること 	① 経費助成：⇒ 正規転換した場合：70% ⇒非正規維持の場合：60% ② 賃金助成： 760円(380円) ③ OJT実施助成： 10万円(9万円) ※括弧内は中小企業以外 ※②は1人1時間、③は1人1コースあたりであり、①～③はいずれも上限あり

・企業内の非正規雇用労働者を正社員化した場合

企業内の非正規雇用労働者を正社員化した場合、事業主は、「**キャリアアップ助成金（正社員化コース）**」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
○事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期雇用労働者等※ ※有期雇用労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る。 ○正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期雇用労働者等でないこと ○転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額していること など	対象労働者1人あたり ①有期→正規：57万円（42.75万円） ②無期→正規：28.5万円（21.375万円） ※括弧内は大企業の場合の助成額

厚生労働省では、このリーフレットに記載してあるもの以外にも、さまざまな「助成金」をご用意しています。事業主の方のための雇用関係助成金は、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。



2 就職氷河期世代を対象とした募集・採用を支援しています

労働者の募集・採用にあたり年齢制限を行うことは通常禁止されていますが、現在、就職氷河期世代の方を対象とした募集・採用を可能とする特例が設けられています。

● 就職氷河期世代を対象とした求人申込みが可能となっています

ハローワークへの求人申込みを前提に、就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方を対象とする募集・採用が可能となっています。

この場合、ハローワークからの紹介に加え、同一内容の求人について、自社ホームページで直接募集したり、求人広告、民間職業紹介事業者へ求人申込みすることも可能です。

● 就職氷河期世代の方々の採用などについてご相談いただけます

ハローワークでは、就職氷河期世代の方々を雇い入れる際の留意事項のご相談、就職後の定着に向けた支援など、事業主の皆さまの支援も行っています。

3 都道府県プラットフォームによる取組

各地域の課題やニーズを踏まえた取組を推進するため、都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員とするプラットフォームを設置し、以下のような取組を進めています。事業主の皆様、各地域における支援の取組について、ご理解・ご協力をお願いします。

- 就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- 就職氷河期世代を対象とした求人の呼びかけや企業説明会・就職面接会等の開催
- 各種支援策の周知

など

就職氷河期世代支援について、このリーフレットでお伝えしきれなかった取組もございます。各取組に関しては、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

- 助成金制度（**1**）は、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。
- ハローワークの支援（**2**）は、最寄りのハローワークにご相談ください。
- 都道府県プラットフォームの取組（**3**）については、各都道府県労働局にお尋ねください。

※ **1** **2** **3** については、それぞれのQRコードを通じて簡単にアクセスいただけます。

【**1** について】 【**2** について】



【**3** について】

